

平成 25 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 TL ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二  
(コード 3777・JASDAQ)  
問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
飯富 康生  
(TEL. 03-5809-1850)

### 当社にかかる訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 19 日に下記のとおり訴訟を提起する旨の訴状を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 当該訴訟が提起された裁判所および年月日

- (1) 提起された裁判所 東京簡易裁判所
- (2) 提起された日 平成 25 年 1 月 8 日

2. 訴訟されるに至った経緯

平成 24 年 4 月から 6 月にかけて、「福島原発勇志隊」の山内氏他 3 名（以下「山内氏」という）が福島県郡山市の「ホテル・シーアンドアイ」（以下「本件ホテル」という）に宿泊し、宿泊料金の支払いが山内氏より行われていない。本件ホテルを営業している株式会社鈴木総合管理事務所（以下「原告」という）は、山内氏が、当社の社員であり、当社が宿泊料金を支払うとして長期宿泊契約を締結したとの認識で、当社佐藤社長等の当社社員の宿泊料金を含む 3 ヶ月分の宿泊料金 743,800 円の請求書を当社へ送付した。当社は山内氏と平成 24 年 4 月 26 日に「業務委託契約書」を締結し、福島県における除染作業を委託しましたが、当社が宿泊費等の経費を支払う条項はありませんでした。従って、当社に送付された請求書の内、当社社員（佐藤浩二代表取締役社長等）が宿泊した請求額については支払いをするが、その他の額については、山内氏が支払い責任を負うものとして、当社は平成 24 年 6 月 29 日付けの内容証明郵便にて、当社社員宿泊分の請求書の送付およびそれ以外の額については当社に支払い責任がない旨を記載し、原告宛に郵送致しました。

しかしながら、原告は当社の主張に納得せず、今回の訴訟の提起に至ったものであります。

3. 当該訴訟を起こした者

- (1) 商号 株式会社鈴木総合管理事務所
- (2) 本店所在地 東京都新宿区下落合一丁目 2 番 5 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 加藤 正人

4. 当該訴訟の内容

(1) 訴訟の内容

平成25年4月から6月までの宿泊料金等の支払い請求

(2) 支払い請求金額

金743,800円およびこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年利5%の割合による金員

5. 今後の見通し

裁判の進捗に従い、適宜内容につきましてお知らせする予定です。

以 上